

## 総合消費料金未納分訴訟最終通告書

### 訴訟管理番号(そ)391

この度、貴殿の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて通知致します。

下記の訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。尚、このままご連絡なき場合は原告側の主張が全面受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

訴訟の取り下げ等のご相談につきましては当局にて承っておりますので下記までご連絡ください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※訴訟取り下げ最終期日 平成30年5月〇日

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター  
〒190-8977 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番地〇号  
取り下げ等のお問合せ相談窓口

03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付営業時間(日、祝日は除く)

平日9:00~20:00/土曜日11:00~17:00

## 訴状通知書(民事)

対象者記号( ) 号

本通知書は当該企業より提出されました訴訟手続きに關しまして裁判所での受理がされた事をお知らせする最終通告書と致します。

### 【内容の旨】

1. 当該企業は被告に対し契約不履行及び契約金の不払いを申し立て対応により財産の差押え執行を要求する。
2. 裁判における費用、損失は被告に加算請求を求める。
3. 本通知をもって最終通告とする。
4. 反論に関しては異議申し立て手続きを求める。

上記事項が当該企業様より貴方様への要求となっておりますが当センターでは中立的立場にて穏便な解決に向けましてご相談を受け付けております。(内容に関する御問合せはプライバシー保護の観点からご本人様のみと致します)

ご連絡がない場合に関しましては原告の要求内容の判決が下されます。判決後は速やかに執行官立会いの下財産の差押え等が執行される恐れがありますので必ず異議がある場合はご連絡のほどお願いいたします。

**【異議申し立て最終期日】本通知到着後3日以内**  
東京消費者センター トラブル相談係

東京都〇〇区〇番地〇号 総合庁舎  
相談窓口(午前10時~午後5時) 電話03-〇〇〇-〇〇〇  
(受付開始直後はお電話が込み合いますので時間を空けておかけ下さい)